

平成26年11月から

年金相談が完全予約制になります

徳山年金事務所が田布施町役場で実施しております年金相談は、平成26年11月から、事前に予約申込みが必要となります。

年金相談にお越しの際は、以下の必要書類をご持参ください。

- ①基礎年金番号のわかるもの
(年金手帳・年金証書など)
- ②相談者本人の確認ができるもの
(運転免許証など)
- ③委任状および代理人本人の確認ができるもの

※代理人による相談の場合

◇相談日時

奇数月 第3木曜日

午前10時～午後4時

※正午～午後1時の時間帯は除きます。

◇予約申込方法

徳山年金事務所に予約申込みをしていただきます(役場での予約受付はできません)。

予約受付は、相談希望日の前月初日から希望日の前日までです。

※相談希望日の当日に予約をすることはできません。
予約をされていない人のご相談はお受けできませんのでご注意ください。

予約受付期間(平成26年度分)

年金相談日	年金事務所 予約受付期間
平成26年 11月20日(木)	平成26年 10月1日(水)～ 11月19日(水)
平成27年 1月15日(木)	平成26年 12月1日(月)～ 平成27年 1月14日(水)
平成27年 3月19日(木)	平成27年 2月2日(月)～ 3月18日(水)

◇問合せ・予約先

徳山年金事務所

☎0834・31・2152

救急車の適正利用に ご理解とご協力を お願いします

平成25年中に、光地区消防組合の救急車が出動した件数は3574件、病院へ搬送された人は3350人で、住民のおよそ25人に1人が救急車で搬送されたこととなります。

また、病院へ搬送された人の55%は、入院を必要としない軽症と診断された人です。

当消防本部では、5台の救急車で救急業務を行っていますが、本来に必要な現場へ迅速に出動できるよう、救急車の適正な利用をお願いします。

ご不明な点や救急に関するご質問がある場合は、ご遠慮なくご連絡ください。

◇問合せ先

光地区消防組合消防本部

消防課救急救助係

☎0833・74・5603



○症状は軽微だが、「交通手段がない」、「どこの病院に行けばよいか不明」といった場合は、通信指令室へご相談ください。

通信指令室

☎0833・74・5604

○定期的な通院などにおいて、タクシー代わりに救急車を常用することは控えてください。

○救急車以外に搬送の手段がなく、緊急に医療機関などに搬送しなければならぬ場合は、迷わずすぐに救急車を要請してください。

9月9日は、
「救急の日」